

## 書評

小井高志著『リヨンのフランス革命—自由か平等か』（立教大学出版会、一〇〇六年）B5  
変形版、七二八頁、本体九、五二四円

近江 吉明

### 一、本書の構成とその内容

ここにもう一つのフランス革命像が提示された。リヨンに展開されたフランス革命は、パリのモンターニュ派革命政府が声高いでつち上げようとした「反革命」などとは全く別次元の革命運動であったことを、著者は第一次史料との格闘の中で、かつその数量的分析を駆使して明解に示してくれた。同時に、現在のフランス革命史研究に対する著者の問題提起からは、革命の全体史的掌握がいかに重要であるかの思いを読み取ることができる。また、歴史研究の基本でもある史料論の原則にそって忠実に進められた著者の研究姿勢からは、妥協の無い実証の厳しさが論証の科学性の基礎なのだと改めて教えられる。そのことは、本書の約三〇〇頁が膨大かつ綿密な各種史資料のため

にあてられていることからもわかるところである。  
以下、本書の内容理解を中心に行ない著者の主張点を確認しつつ、いくつかの論点提示を試み書評の責めを果たしたい。

### はじめに

本書は、「反乱までのリヨンの革命」（第一部）、「リヨンの反乱」（第二部）、「リヨンにおけるテルール・ジャコビヌの実施」（第三部）、「テルール・ジャコビヌのおわり」（第四部）の四部構成で、全二十一章から成っている。各章は時系列的に配置されていて、革命の流れが一望の下に理解できるようになっている。各部ごとに内容を整理してみたい。

第一部では、第四章にリヨンのフランス革命の時期区分が明示されている。第一期（一七八九年二月～九〇年四月）、第二期（九〇年四月～九二年八月十日）、第三期（九二年八月十日～九三年五月二十九日）、第四期（九三年五月二十九日～九三年十月八日）、第五期（九三年十月九日～九四年七月二十七日）、第六期（テルミドールの反動以降、共和暦八年ブリュメール十八日まで）となっているが、第一部は第三期までを分析の対象としている。革命前夜まで

のリヨンについては、その政治的特徴と絹織物工業の実態が明らかにされている。革命の舞台となつたリヨンの各地区住民の社会的構成も地域的に検討されていて、カントン毎の差異にも注目している。つまり、「半島」の中央部から南端までのカントンには富裕な上層カテゴリと繊維関係以外の伝統的手工業者・小商人が、ソーヌ右岸のカントンとオテル・デュウにはファブリカン・絹織物労働者、ジュルナリエが比較的多く、北の「半島」の付け根の二つのカントンには、ファブリカン・絹織物労働者がかなり多く見られ、富裕な商人・製造業者や商人も相当含まれるというのである。民衆的カテゴリと富裕なそれとの格差が大きかつたことがリヨン社会の特徴であるとの結論は、リヨンにおける革命の行く末を予想しているかのようでもある。

その革命の展開については、全国三部会の選挙および陳情書の分析から市政をめぐる立憲君主派と共和派の対立、共和派の勝利、「シャリエ派」の市政掌握までが分析され、ジロンド的なロラン派とジャコバン的な「シャリエ派」との間の路線対立が徐々に鮮明になる過程が立証されている。ヴァレンヌ事件以降の王政廃止においては共和派として一致し、市政においても「急進デモクラント」としてまとまり、九一年体制を維持しようとしたフイアン的な県自治体との対立を乗り越えたりヨンの共和派は、当然のこと

く分裂へと突き進んでいくが、その背景に独特的の都市内対立のあつたことが的確に証明されている。

リヨンの場合、パリよりも早くジャコバン的「シャリエ派」が革命の指導権を獲得するが、それが選挙を通して進められ、一七九三年三月八日、ロラン派のジリベルに市長就任を辞退させた後の再々度の市長選で実現していると。しかし、反「シャリエ派」の動きを抱えながら、「シャリエ派」が三十万人募兵令に基づいた「革命軍の設立」のための富裕者に対する強制課税の実施や、中央クラブの解散、公安委員会およびジャコバン・クラブの設立などを強行したため、このジャコバンの專制的政策に反発する市内中心部の富裕なロラン派セクション住民が五月二十九日に抵抗運動へと突入していく流れが具体的におさえられていく。また、当反乱の社会的考察においてこの逆転現象の背景が詳細に分析される。

第二部は、リヨンの反乱の経過と反乱を支えた諸状況の構造的分析がなされている。ここは本書の核となる部分であり、著者も「この反乱が提起したことは、『反革命』運動史や一地方史の枠を越え、フランス革命の基本的解釈に関わる重要な問題を孕んでいる」（一〇三頁）との位置づけをしている。緻密な史料批判に基づき、著者はリヨン反乱の本質として五点に整理している。第一の特徴は、「シャ

リエ派＝モンタニヤール（ジャコバン）に対する恐怖の心性」であつたとする。つまり、「貴族の陰謀に対する恐怖の心性」に端を発した一七九二年九月のリヨンの虐殺事件の裏返しの精神状況であつたのだという。第二は、当反乱を支えたのは穏和共和派市民が中核となつたセクションの運動であつた点である。そこにはルソー主義的な側面も備わり、セクションのネットワーク的結合の中で一般意思が形成されたとする。第三は、当反乱が「ルブランタンタシオン・ナショナル」（国民代表）をめぐるモンタニユ派国民公会との対決を鮮明にした側面である。第四は、当反乱がフェデラリズムの運動として始まつたのではないにしても、その運動と結合していたという事実もある。第五は、当反乱が革命政権に抵抗するというその一点においてあらゆる反革命勢力を糾合する可能性を持っていたという面である。共和公安人民委員会には「反革命的」「王党主義的」傾向が潜在していたという。

さらに、著者の精緻な分析によつて明らかになつた反乱の経過中の特徴を挙げると次のようになる。①五月二十九日以降の拘束した「シャリエ派」とその同調者について、国民公会による警告や法的手続上の問題があつて、六月末までこの者達を起訴することも裁判することができなかつた。②七月十五日からの裁判で、被告八十三名中有罪になつたのは三名だけで、他は、十五名には起訴状が出ただけで十月九日の開城まで拘留され、残り六十五名中二十五名は八月上旬までに無罪放免となり、その他の者は未決拘留などとなつた。③シャリエとリアルの二名が死罪を宣告され、ギロチンで処刑された。④憲法の受託をめぐり、第一次集会がセクションごとに開催され憲法草案の受託を決定した。⑤当反乱をジロンド派、フェデラリスト、さらには反革命貴族と結託したものと判断したモンタニユ派国民公会との交渉は決裂し、リヨン攻囲戦が強化された。⑥国民公会の攻囲軍は、攻囲中に一万六千発の砲弾、小銃八十万発を発射し、三十万重量リーヴルの火薬を使用した。こうして、十月九日攻囲軍が入市しリヨンは無条件降服した。

第三部では、モンタニユ派革命政府によって実施されたテルール行使の具体像が実証されている。その際、その理念だけでなく、その規模や社会的かつ政治的特徴を数量的に測定するという方法を採用するという詳細な分析の結果、「多少年長で旧守的もしくは富裕なカテゴリの人々が、多少年少で社会的に平均以下の、場合によつては貧しい伝統的手工業者・小商人やファブリカン・紡織物労働者により追求された、と単純化すると言える」（四一六頁）との結論を導き出している。それも国民公会派議員が誰であつたかによつても違ひのあることが確認されているが、

死罪宣告数はフーシュとコロニアルボワの着任後に激増し、モンターニュ派国民公会下のパリでは死罪の被告者数が約二、六〇〇名であつたのに對して、パリの四分の一程度の人口でしかなかつたりヨンのそれが一、七〇〇名に達したという、弾圧の徹底さが冷静に示されている。

第IV部では、テルール第三期とテルミドールの反動までが問題にされる。一七九三年十二月四日に大量の銃殺刑などがあり、親ジャコバン派ミリタンの反発をまねくほどテルールは凄惨を極めた。この惨状にロベスピエールやクーテンでさえたじろいだという。フーシュ等が召還された後、四月六日には死刑宣告の終了が告げられ四月十六日に処刑が終了している。それにしても、テルールの過程で講じられた建設的政策も、身体障害者や貧困な老齢者などへの三十万リーヴルの給付金支給など、あることはあつたが、全体として「その破壊の凄まじさに比べて、それに伴つて社会を再構築する具体的建設的なプログラム、社会を抜本的に改革して人民を幸福に導く手段と道筋をほとんど」提示することも、実施することもなく終わった」（四二二頁）ことが、むしろ問題なのだとすることが強調される。

## 二、著者の主張点はどこにあるのか

著者の主張は明確である。第一には、革命心性における「恐怖の心性」が問題となろう。一七九二年九月九日のリヨンの虐殺事件について、「この事件は反革命陰謀に対するリヨン民衆の恐怖の大きさを表していた」（六〇頁）と理解し、同時に、この心性が特定の政治的方向性を持つものでないことを見抜き、この段階で「シャリエ派」に対するリヨンの反乱の中にも「恐怖の心性」が働いていたことを見越している。この点は、リヨン反乱の分析においてより具体的な行動の「本質」として提示されている。先行研究の言う「社会的恐怖運動」といった認識・表現を超えて、「この『恐怖の心性』は、その後も反乱終結までリヨンの反乱に大きく作用したようと思われる」（一〇四頁）としている。また、別のところでも繰り返し確認されていて、これが噂や風聞のような実態から遊離した情報であつても、「貴族の陰謀」に対しても同様に「ジャコバン（モンターニュ）の專制とテルール」（一五五頁）に対しても「恐怖の心性」が働き、「シャリエ派」以外の党派や民衆を結束させ、反乱へと突き動かしたのだと言う。しかも、この心性は反乱中も繰り返され、パニック的現象にまでなつていたとの指摘は、一七九三年の五月末から十月初旬までの「リ

ヨンの反乱」の革命展開の本質を冷静に捉えなおしたことになる。だから「リヨンの反徒」は革命政府の個別デクレを認められなかつた。もし、これを彼等が認めれば、「ジャコバン（「シャリエ派」）に対する社会的恐怖」（四〇七頁）を覚悟しなければならなかつたのだとする読み込みはきわめて説得的である。ジャン・ドリュモーらの「恐怖」をめぐる論議にも係わる方向性が潜んでいるところでもある。

第二の主張点は、パリの国民公会革命政府がモンターニュ派独裁へと爆走する段階において、リヨンでは逆にジロンド的なロラン派がとにかくヘゲモニー闘争で勝利し、「リヨンのフランス革命」を推し進めた際に彼等によって示されていた「ルブレザンタシオン・ナショナル」の解釈をめぐる問題提起である。これが彼等のモンターニュ派国民公会への抵抗の論理として大きな意味を持つていたという見方である。つまり、ジロンド派などを逮捕し、有罪判決から処刑へと突き進んだモンターニュ派国民公会はもはや全国民を代表していない、革命裁判所をはじめ革命政府がはたして合法的かつ民主的な手続きを踏んでいるとは思えない、そもそも欠員が生じている国民公会それ自体が国民を代表していないという認識である。著者は、この点を重視し「これでリヨンの反乱は、一地方の範囲を越えて革命全体の問題、モンターニュ派の革命政治の正当性に係わ

る問題になつた」（一五六頁）という具合に評価し、ここに、今まで看過されていた、いわゆるジャコバン主義の相対化の可能性を見出している。換言すれば、「リヨンのフランス革命」は政治的民主主義の実現をめざしたものであるとの確信を深めている。

第三は、「自由」と「平等」の両立の困難さについての議論である。きわめて単純化して言えば、パリのモンターニュ派国民公会が「社会的平等」の実現をめざしたのに対し、「リヨンのフランス革命」は「政治的自由」を維持しようとしたということになる。しかし、「社会的平等」の実現の手段は「テルール」をともない、「政治的自由」を損なうという面があつたにもかかわらず、これを過小評価してきたのではないか。モンターニュ派は政治的民主主義を踏まえていたし、そうでなくとも社会革命・社会的民主主義の理想実現のためには、政治的民主主義の軽視なし無視はたいしたことではなかつた、という解釈に著者はするどく反発している。しかも、「テルールによる社会革命に成果はきわめて限定的なものであつたと言わなければならない」（四二二頁）ばかりか、テルールによって生み出された恐るべき惨状と社会革命の理想との間のズレに問題性を投げかけている。テルールを歴史的に評価するわけにはいかないとの思いがするどく伝わってくる。

第四には、従つて「リヨンの反乱」は反革命ではなく、「リヨンのフランス革命」であつたという結論である。言い換えれば、「リヨンのフランス革命」がモンターニュ派国民公会政府の正当性を客観的に暴く論理とその実行力を持つていたがために、政府はこれを「反革命」と決め付け、圧倒的な軍事力によつて徹底的に鎮圧せざるを得なかつたのだと言う。この捉え方は、「フランス革命における社会革命の意義のみをもっぱら強調すること」によつて、「フランス革命を社会的に見るジャコバン派とジャコバン史学に我々を同一化」（四二二頁）させようとする認識への毅然とした異議申し立てとなつてゐる。

### 三、いくつかの論点

以上のような、評者の問題関心にやや引き付け過ぎた本書の内容紹介ではあつたが、それらの本書の成果に基づき、また著者の史料分析や数量的統計結果を前提に、次にフランス革命史研究の視点から起こり得る論点を提示してみた。

一つには、一七九三年二月段階における「シャリエ派」の権力掌握の問題である。なぜ「シャリエ派」が政治的に勝利したのかと言い換えることもできよう。著者の分析で

は十二名の「シャリエ派」がいて、「大部分が知的な自由職業者か、商業や絹織物工業でも上級の位置にある人々であつたにもかかわらず、セクション・クラブに所属するか、それと関係を持ち、九二年初め頃からリヨンのサン＝キュロット運動で頭角を現してきた人々」（六一頁）の党派として、形の上（国民公会派遣人民代表の圧力のもと）では選挙運動で市政を掌握したということの意味をどう見るかという点である。リヨン市民内部の社会・経済的対立や人民代表の圧力を受けてという側面は軽視できないが、同時に、例えば当時の国内・国際状況の影響の面も重視すべきようにも思える。ルイ十六世が処刑され、すでに革命への干渉戦争も発生していて防戦を強いられていた。その結果、三十万人動員令が発布されるなど「革命の防衛」という意識が強まっていた時期ともいえる。三月八日の市長選挙で九、九八八票中六割強の票を獲得できた背景については議論の余地があるようと思えた。

二つには、「シャリエ派」は社会革命の手段として「テルール」を展開したのかという点である。確かに、「シャリエ派」は革命軍設立のための富裕者に対する強制課税、さらには中央クラブの解散やジャコバン・クラブの設立を行なつた。また、「五月二十七日には、常時開設を宣言した第一次集会の議長と書記は県の行政体の構成員とともに逮捕され、

ギロチンにかけられるべきである」（八三頁）とシャリエが言つてゐるなどの噂が一人歩きしていいたことは事実だとしても、「シャリエ派」の市政を「テルール」と規定するにはまだいくつかの反論が出てきそうである。五月二十八日のル・ポール・ド・サン＝ポール・セクションの議事録を見ても、革命路線をめぐる「シャリエ派」とのヘゲモニー闘争の側面のあつたことはわかるが、革命裁判所とギロチンの設置に同意したことをもつて、その後に起こりうる事態を先取りして「テルール」を感じ取つたという面はあるにしても、それを「テルール」と言えるのだろうかという議論である。

三つには、「リヨンの反乱」過程で実施された二名の「処刑」の事実を「小テルール」と捉えるだけでよいのかという点である。著者は「リヨンの反乱」時のこの動きを、「その他の被告に対しては、起訴状の厳しさとは裏腹に、厳しい判決は下されていないか、裁判にさえも持ち込まれていない」（一一八頁）ので、反徒と目されるすべての者を追求して厳罰に処した「テルール・ジャコビーヌ」とは異なるものだとしている。評者はこの解釈に納得しつつも、しかし、モンターニュ派国民公会の「テルール」による「社会的平等」実現にともなう混乱や殺戮を問題にする場合には、「恐怖」を量の多少の側面のみで計るだけでは不十分

なよう感じた。この点では、「政治的自由」をめざした「リヨンの反乱」のマイナス面も含めて再評価することがだからこそ肝心なようと思えた。

しかし、以上の三点は評者の知識と理解の不足あるいは読み違えによる問題提起であることも考えられることから、的外れな言い方、読み込みすぎの議論になる恐れのあることをお詫びしておきたい。

### おわりに

書評を終えるにあたり、三十数年前のあるエピソードを思い出す。当時、本学史学科教授であつた井上幸治先生がとかく実証を軽視し理論「闘争」に走りがちであった我々に、「鷺の羽根と鉛の足」の譬で歴史研究の基本姿勢を諭されていた。著者はその頃からローヌ県やリヨン市の古文書館において膨大な史料との格闘を始められ、今回、これまでの地道な研究をこうして一冊にまとめられるという、重い「鉛の足」を天空に舞い上がらせたのである。この実践に深い感動を覚えた。しかも、著者は「リヨンのフランス革命」論にとどめず、「政治的自由」と「社会的平等」の問題を今日的歴史状況の中でも論じられている。そのするとい洞察力に敬意を表したい。

おそらく著者は、これから「リヨンのフランス革命」の前後の動向をさらに追究されるのではと思われるが、評者の関心からすれば、全国三部会に向けて作成された第一次選挙集会時の地区ごとの、あるいは業種ごとの陳情書の内容が明らかにされることを期待したいし、また、テルミドールの反動後の「白色テルール」の実態も含めた革命論の提示を望みたい。

(専修大学文学部教授)